

老朽危険空家の事前調査

老朽危険空家
除却の相談

- ・ 建て替えを目的としていないこと。
- ・ 建物に所有権以外の権利が設定されていないこと。
- ・ 公共事業等の補償の対象となっていないこと。
- ・ おおむね1年以上住居その他の使用がなされていない建物で、延べ面積の2分の1以上が住宅の用に供されたものであること。
- ・ 故意に破損させたものでないこと。
- ・ 道路、水路及び公共施設等に著しい悪影響を及ぼしている、又は及ぼすおそれがあるもの
- ・ 法第14条第2項による勧告を受けていないこと。

事前申請

特定空家認定マニュアルを準用

建物の老朽化を評価し危険度を判定

事前調査結果

老朽危険空家に該当しない

老朽危険空家に該当する

補助金交付申請

- ・ 解体費の2分の1
- ・ 上限50万円

補助金交付決定

実績報告

補助金確定

補助金請求

空家等対策の推進に関する特別措置法

(平成二十六年法律第二百二十七号)

(定義)

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

空き家の全体イメージ

